

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月5日

徳島県監査委員	矢田	等
同	近藤	光男
同	井関	佳穂理
同	黒崎	章
同	古川	広志

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成31年1月23日

徳島県監査委員	矢田	等
同	近藤	光男
同	井関	佳穂理
同	黒崎	章
同	古川	広志

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成30年11月29日に、上板町 梶田道男から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県警察本部（以下「県警本部」という。）発注の自動車保管場所現地調査事務委託（以下「調査事務委託」という。）の入札について、県警本部と一般社団法人徳島県交通安全協会（以下「交通安全協会」という。）の馴れ合いにより、年間500万円の損害があるので、徳島県知事に対し、次の措置を求める。

- ア 損害を返還させること。
- イ 県警本部及び県警本部長を処分すること。

## (2) 請求の理由

平成25年度から平成29年度において、県警本部発注の調査事務委託の入札結果は、予定価格の99%から100%で交通安全協会が落札している。

同じようにほとんどが人件費である他の入札では、落札率が57%から95%の間で行われている。

調査事務委託の入札結果については、県警本部と交通安全協会の馴れ合いと思われる、その意味は、交通安全協会の専務理事は平成27年度に退職した徳島東警察署（現徳島中央署）の元署長であり、自動車保管場所現地調査事務（以下「調査事務」という。）の調査員21名は元警察官である。

また、調査事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）「6 自動車保管場所調査員の要件」（4）に「調査員は、各警察署において業務日の始業時に交通課長の指示を受け、必要な場合は報告等を行うものとする。」とあり、営利目的の会社は入札に参加できにくいような仕組みになっている。

調査事務委託の入札結果が予定価格の90%とした場合、年間500万円の県民の損失である。

（以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。）

## 第2 請求の受理

本件請求は、平成30年12月21日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成25年度から平成29年度における県警本部発注の調査事務委託について、県警本部と交通安全協会の馴れ合いにより、徳島県（以下「県」という。）が被った損害の賠償請求権の行使を怠る事実があるか否かを監査対象とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の資料を提出した上で、調査事務委託の入札結果と人件費が主なも

のと思われる他の入札結果を比較し、平成22年度から平成30年度までの9年間、約100%で交通安全協会が落札しているのは官製談合によると思われると主張した。

また、仕様書の「6 自動車保管場所調査員の要件」(4)について、調査前日の夕方には調査箇所が判明しており、調査前日に調査書類を取りに来させれば、調査当日の朝から現地調査が可能となるのに、調査当日に警察署に調査書類を取りに来させるのは公務員的な考えであり、民間の会社は入札に参加できにくいような仕組みになっていることや関係職員に対する懲戒処分などを主張した。

### 3 監査対象機関に対する監査の実施

県警本部警務部会計課(以下「会計課」という。)を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査調書等の提出を求め、平成31年1月10日に監査を行った。

### 4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実状況を把握するため、自治法第199条第8項の規定に基づき、交通安全協会に対するヒアリング調査(以下「関係人調査」という。)を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

会計課に対する監査及び関係人調査並びに関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

ただし、平成24年度以前の公文書は保存期限を経過しており現存していないため、書類の確認はできなかった。

#### (1) 調査事務について

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に基づき、自動車の保管場所の証明について、申請どおりに自動車が保管できるかどうかを現地確認する事務である。

自動車保管場所証明の事務は、国の標準処理期間では7日となっているが、県は「自動車の保管場所証明等事務取扱要領」(平成30年度からは、「自動車保管場所証明事務取扱要領」に改定。)で、受理からおおむね3日以内としている。また、運用により、原則として、受理日の翌日から起算して、徳島東警察署(現徳島中央署)は3日、その他の警察署では2日で処理することとしている。

委託による処理件数の実績は、次のとおりである。

	現地調査確認件数
--	----------

平成25年度	41,208件	11月末時点
平成26年度	37,151件	
平成27年度	38,259件	
平成28年度	40,261件	
平成29年度	40,214件	
平成30年度	25,832件	

平成25年度から平成30年度まで、調査事務の内容に大きな変更はない。

## (2) 入札について

調査事務委託の入札については、平成18年度までは随意契約により行っていたが、平成16年12月24日の規制改革・民間開放推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」を受けた平成17年1月27日付け警察庁交通局交通規制課長及び交通企画課長からの通知を踏まえ、競争性の原理を取り入れ、平成19年度から平成23年度までは指名競争入札、平成24年度からは一般競争入札の方法により実施している。

平成24年度から平成28年度までの4月及び5月分については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号及び第5号により交通安全協会と随意契約し、6月から翌年3月分までは一般競争入札により契約を行っているが、平成25年度のみ入札不調により令第167条の2第1項第8号により随意契約している。

平成28年10月31日に施行された「徳島県長期継続契約に関する条例（平成17年徳島県条例第18号）の一部を改正する条例」により、対象の契約に「自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約」が追加されたことから、平成29年度から長期継続契約として一般競争入札を行っている。（令第167条の2第1項は別記のとおり。）

### ア 予定価格について

要求と発注を分離するため、県警本部交通部交通規制課が積算した金額を基に会計課が予定価格を設定し、県警本部長の決裁により決定している。

積算の内訳は、調査員の人件費、消耗品費、諸経費であり、実績を参考に算出している。

仕様書の内容は平成25年度から大きな変更はないが、平成26年度に消費税率が

5%から8%になったことに伴い、予定価格が変わっている。

## イ 入札情報について

### (ア) 入札公告

入札公告は、県警本部のホームページに掲載するとともに、会計課において開示している。

公告期間は、1週間（土・日曜日及び祝日を除く。）とし、入札参加希望者に入札説明書を交付している。

### (イ) 入札参加資格

平成29年度分の入札公告における「2 入札参加資格」は次のとおり。

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。
- (4) (3)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業者等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (5) この入札説明書を入札公告に示した交付場所において交付を受けた者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）とする者でないこと。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2

項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(7) 徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第10条第2項の規定の基づき、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

(8) 当該業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。

ア 組織

(ア) 主たる事務所を県内に有すること。

(イ) 当該業務を履行するため、専従調査員を措置できること。

(ウ) 本業務に従事する職員が本業務を行う法人と直接的な雇用関係にあること。

(エ) 配置人員に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補てんが確実にできる等、委託業務の継続的な措置が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。

イ 能力

(ア) 審査基準日（平成28年4月1日）において、直前の3営業年度以上県内の国の出先機関（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約実績があること。

(イ) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去3年間（平成25年4月から平成28年3月までの間をいう。）に同種業務の委託契約を締結し、当該契約を適正に履行した実績があり、当該履行能力があると認められるもの。

(9) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料を滞納していないものであること。

(ウ) 仕様書

平成29年度分の仕様書は次のとおり。

なお、仕様書にある事務体制基準の調査予定件数及び配置人員は、実績を基に管轄区域の広さ、処理件数等を考慮して決めている。

#### 自動車保管場所現地調査事務委託仕様書

1 委託業務名

自動車保管場所現地調査事務委託

2 委託業務箇所

徳島県内の徳島東警察署ほか11警察署管内とする。

3 用語の定義

本仕様書における用語で「甲」とは委託者である徳島県をいい、「乙」とは受託者をいう。

4 委託業務の内容

自動車の保管場所証明に必要な調査に関する業務（以下「調査事務」という。）

(1) 自動車保管場所の現地調査（以下「現地調査」という。）

- (2) 自動車保管場所調査報告書の作成及び報告
- (3) 自動車保管場所現地調査確認件数報告書の作成及び報告

#### 5 委託期間

平成29年4月3日から平成30年3月30日まで

#### 6 自動車保管場所調査員の要件

- (1) 乙は、県内に活動拠点の主たる事務所を置くものとする。
- (2) 乙は、各警察署（徳島東警察署ほか11警察署。以下同じ。）に必要な人員の現地調査に従事する自動車保管場所調査員（以下「調査員」という。）を置くものとする。
- (3) 各警察署に調査員を派遣させるには、自動車保管場所現地調査事務委託契約に係る警察署への調査員派遣報告書（様式第1号）により甲の承諾を受けることとする。また、報告書の提出後において、その内容に変更があった場合も同様とする。
- (4) 調査員は、各警察署において業務日の始業時に交通課長の指示を受け、必要な場合は報告等を行うものとする。
- (5) 調査員は、乙が雇用する正規労働者（労働契約に期間の定めのない通常労働者）に限ることとし、アルバイト等短期労働者の雇用については原則認めない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 甲は、乙の調査員に対して自動車保管場所の調査員であることを証する身分証明書（様式2号）を交付し、現地調査に当たっては、これを携帯させるものとする。
- (7) 乙は、配置された調査員が不正な行為を行う等調査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、直ちにその者を解任し、又は必要な期間その者の事務を停止するものとする。
- (8) 乙は、調査員を変更しようとする場合は、事前に甲に通知するとともに、調査業務に支障を来さないよう必要な措置を講じなければならない。
- (9) 乙は、調査員を現地調査の職務に専念させ、他の職務を兼務させてはならない。

#### 7 現地調査の実施要領

##### (1) 現地調査の指示

甲は、自動車保管場所証明申請書の副本及び添付書類（以下「申請書類等」という。）、自動車保管場所現地調査報告書（様式第3号）を乙に貸与して現地調査を指示する。

なお、指示する時間及び場所は、別途指定する。

乙は甲に対し、1ヵ月ごとの調査件数を自動車保管場所現地調査確認件数報告書（様式4号）により報告する。

##### (2) 現地調査の方法

現地調査の指示を受けた乙は、調査員に命じて自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条の規定に基づく次の事項について速やかに調査するものとする。

ア 申請書類に記載された保管場所と、調査した当該保管場所の内容に相違はないか。

イ 当該自動車の使用の本拠の位置から当該保管場所の位置までの距離が2キロメートルを超えないものであるか。

ウ 当該保管場所が道路上以外の場所に確保されており、かつ、当該申請

自動車全体を収容することができるものであるか。

エ 当該保管場所から、接続されている道路が、法令の規定により進行することができないこととされているものでなく、当該自動車を支障なく出入りさせることができるか。

オ 当該保管場所の面積及び収容可能台数の状況から、保管場所として適当であるか。

カ 当該保管場所に申請車両以外の車両が駐車されていないか。

キ 申請者は当該保管場所を使用する権原を有しているか。自認書、使用承諾証明書、その他使用に関し権利関係を証する書面等に誤りはないか。

ク 当該場所が、真に自動車の保管場所として継続して使用されるものであるか。

(3) 遵守事項

ア 調査員は、現地調査の遂行に際し、法令を遵守するとともに、甲の指示に従わなければならない。

イ 調査員は、現地調査のため、他人の土地又は建物に立ち入る必要がある場合は、所有者、管理者等に対して身分及び目的を明らかにし、その承諾を得て行うこと。

ウ 調査員は、厳正公平な現地調査を行わなければならない。

エ 調査員は、現地調査に関して疑問点が生じた場合、独自の判断をすることなく指示を受けた警察署長に照会した後、指示に従い適正な現地調査を行わなければならない。

オ 調査員は、貸与を受けた関係書類等の保管管理を確実にを行い、忘失、盗難等の防止に万全を期するとともに、同書類を事務所外へ持ち出してはならない。

カ 調査員は、名目の如何を問わず、現地調査に関して、謝礼、贈与、もてなしその他利益の供与を受けたり、又はこれらを求めてはならない。

8 自動車保管場所現地調査報告書の作成及び報告

調査員は、現地調査終了後、自動車保管場所現地調査報告書の調査者意見欄の適当、不適當の回答結果欄のいずれかに印をし、押印のうえ、調査に際し甲から貸与を受けた申請書類等とともに指示を受けた日の翌日までの甲が指示する時間に提出すること。

9 現地調査件数の確認

乙は、当月現地調査を実施した件数について、直ちに自動車保管場所現地調査確認件数報告書（様式第4号）を甲に提出し、確認を受けるものとする。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、成果物に対する翌月払いとし、委託料総額の12回均等払いとする。

11 身分証明証等の携帯等

(1) 甲は、調査員に対して、自動車保管場所の調査員であることを証する身分証明証（様式第2号）を交付し、現地調査に当たっては、これを携帯させるものとする。

(2) 調査員の服装は、業務にふさわしいものとし、かつ、腕章を着用するものとする。

(3) 身分証明証及び腕章については、甲が貸与する。

12 費用負担区分



業務実施に必要な経費は、全て乙の負担とする。

別表

自動車保管場所現地調査事務体制基準

履行場所	調査予定件数	配置人数
徳島東警察署	9,000	4
徳島西警察署	4,000	2
徳島北警察署	5,000	2
鳴門警察署	2,800	1
小松島警察署	2,000	1
阿南警察署	3,300	2
牟岐警察署	900	1
板野警察署	3,500	2
石井警察署	1,400	1
阿波吉野川警察署	3,800	2
美馬警察署	1,700	2
三好警察署	1,600	1

各履行場所において、配置人数以上を配置すること。

様式第1号から様式第4号は省略する。

(3) 調査事務委託の契約について

平成25年度から平成29年度の調査事務委託の契約については、次のとおりである。

ア 平成25年度

・平成25年4月1日契約分

委託期間 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで

契約方法 随意契約（令第167条の2第1項第2号及び第5号適用）

契約金額 8,190,000円

・平成25年5月22日契約分

委託期間 平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

契約方法 随意契約（令第167条の2第1項第8号適用）  
契約金額 40,899,600円  
予定価格 40,906,950円

イ 平成26年度

・平成26年4月1日契約分

委託期間 平成26年4月1日から平成26年5月31日まで  
契約方法 随意契約（令第167条の2第1項第2号及び第5号適用）  
契約金額 8,424,000円

・平成26年5月16日契約分

委託期間 平成26年6月2日から平成27年3月31日まで  
契約方法 一般競争入札  
契約金額 42,079,500円  
予定価格 42,344,640円

ウ 平成27年度

・平成27年4月1日契約分

委託期間 平成27年4月1日から平成27年5月31日まで  
契約方法 随意契約（令第167条の2第1項第2号及び第5号適用）  
契約金額 8,478,000円

・平成27年5月15日契約分

委託期間 平成27年6月1日から平成28年3月31日まで  
契約方法 一般競争入札  
契約金額 42,106,500円  
予定価格 42,290,640円

エ 平成28年度

・平成28年4月1日契約分

委託期間 平成28年4月1日から平成28年5月31日まで  
契約方法 随意契約（令第167条の2第1項第2号及び第5号適用）  
契約金額 8,137,800円

・平成28年5月17日契約分

委託期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで  
契約方法 一般競争入札  
契約金額 41,985,000円  
予定価格 42,604,920円

オ 平成29年度

・平成29年3月10日契約

委託期間 平成29年4月3日から平成30年3月30日まで  
契約方法 一般競争入札  
契約金額 50,488,920円  
予定価格 50,752,440円

アからオの契約の相手方は、全て交通安全協会である。

(4) 交通安全協会の専務理事について

平成25年度から平成29年度までの間の交通安全協会の専務理事の前職については、次のとおりである。

ア 平成25年度から平成28年6月10日までは、阿南警察署長

イ 平成28年6月11日からは、徳島東警察署長

(5) 自動車保管場所現地調査員について

平成25年度から平成29年度までの間の交通安全協会の調査事務調査員における元警察職員の人員数は、次のとおりである。

ア 平成25年度から平成26年度（各年度4月1日現在）

人員 21名 うち前職が警察職員の人数 17名

イ 平成27年度から平成28年度（各年度4月1日現在）

人員 21名 うち前職が警察職員の人数 19名

ウ 平成29年度（4月1日現在）

人員 21名 うち前職が警察職員の人数 20名

(6) 関係人調査結果について

調査内容と結果は次のとおりである。

ア 調査事務について

調査員は、各警察署の交通課において、勤務当日に調査書類を受け取り、現地を確認し、原則として当日報告書を提出している。

問題点、疑義等があれば交通課長または交通課の職員に報告を行っている。

イ 入札における競合性について

調査事務は技術的には民間の会社もできるものであるが、利益にはならない事業であり、参入するところがないのではないかと考える。

ウ 入札額について

調査事務に係る経費は大半が人件費であり、その他は事務費である。これまでの落札実績を考慮し、かつ赤字にならないように積算している。

エ 予定価格について

過去からの入札に際し，県警本部に予定価格の提示を求めたことはなく，県警本部から予定価格を提示されたこともない。

オ 落札率について

落札率が98%から99%となったことについては，過去からの契約実績に加え，平成25年度の入札において，予定価格超過により不調となり随意契約したことにより予定価格に近い契約となったこと，その後も仕様書が変わらないことから，予定価格を予想し，赤字とならないように決めているからである。

カ 元警察職員の採用について

調査員に元警察職員が多い理由は，本来，警察職員が処理すべきと思われる調査事務を受託しており，警察職員として培った知識・経験を生かし，即戦力となることから，雇用しているためである。

2 本件請求に対する監査対象機関の見解

監査対象機関である会計課の見解は次のとおりである。

(1) 落札結果について

平成25年度から平成29年度の調査事務委託の入札において，交通安全協会の落札率が100%に近い理由については，平成24年度以前も交通安全協会が受託していたことに加え，平成25年度は，平成25年5月21日に一般競争入札を行った結果，予定価格超過のため不調となり，令第167条の2第1項第8号を適用して随意契約としたことで予定価格に近い金額となったことや平成26年度以降は，交通安全協会が，前年度の業務の仕様と変更がないこと及び入札に際して，これまで他の事業者の応札がなかったことを踏まえて応札額を決定したためと思料される。

過去から，交通安全協会に対して入札前に予定価格を提示したことはなく，交通安全協会から予定価格の提示を求められたこともない。

よって，100%に近い落札結果については，請求人が主張する県警本部と交通安全協会の馴れ合いによるものではない。

(2) 仕様書について

仕様書「6 自動車保管場所調査員の要件」(4)には，「調査員は，各警察署において業務日の始業時に交通課長の指示を受け，必要な場合は報告等を行うものとする。」としており，調査員が警察署の交通課で調査書類を確認の上，現地調査を行った後，報告書を提出し，何か特記事項があれば交通課長に相談するのは当然のことであり，必要があることから設けた条項である。

また，調査書類には，個人情報が含まれていることから，個人情報の漏洩防止のため，警察署で調査日に調査員に直接手渡している。

この条項をもって、交通安全協会以外の者を排除するという意図はなく、請求人が主張する営利目的の会社は入札に参加できにくいような仕組みであるとは考えていない。

### (3) 損失について

前記(1)及び(2)から、いずれの契約も適正な事務手続を経てなされたものであり、年間500万円の損失は発生していない。

## 3 判断

確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

請求人は、交通安全協会の専務理事が元署長であることや調査事務の調査員が元警察官であることを理由に、県警本部と交通安全協会の馴れ合いがあり、平成25年度から平成29年度の調査事務委託の入札結果において交通安全協会の落札率が100%に近いことをもって、官製談合によると思われることを主張している。

こうした請求人の主張に対し、会計課は、交通安全協会に対して入札前に予定価格を提示したり、また、交通安全協会から提示を求められたことはなく、98%から99%で落札していることについては、平成25年度は、平成25年5月21日に一般競争入札を行った結果、予定価格超過のため不調となり、令第167条の2第1項第8号を適用して随意契約としたことで予定価格に近い金額となり、平成26年度以降は、交通安全協会が、前年度の業務の仕様と変更がなかったことや入札に際して、これまで他の事業者の応札がなかったことを踏まえて応札額を決定したのではないかと思料されるとしている。

また、交通安全協会に対する関係人調査の結果では、調査事務委託の入札に際し、県警本部に予定価格の提示を求めたことはなく、県警本部から予定価格を提示されたこともないとのことである。落札率が98%から99%となっているのは、過去からの契約実績に加え、平成25年度の入札において予定価格超過により不調となり随意契約となったので予定価格に近い金額となり、その後も仕様書が変わらないためであるなどとしている。

これらのことから、調査事務は、平成24年度以前も交通安全協会が受託しており、調査の内容も大きな変更がないことから、交通安全協会が予定価格に近い入札額を積算するという会計課の見解には、一定の合理性があると思料されることである。

談合に関する判例を見ると、平成12年6月8日津地方裁判所判決では、「談合行為の有無にかかわらず、一般的に入札参加者は高額での落札を望むから、落札価格が予定価格に近いこと自体が談合の存在を示すわけではない。すなわち、最低価格入札者が変わらないとか、落札価格が予定価格に近いということは、談合行為があったとす

ればこれと矛盾しないというにとどまるのであって、それゆえに、これらの現象から翻ってその入札が談合行為によるものであったと推認することはできない。」と判示されている。

本件を判例と照らしあわせてみると、請求人が馴れ合いがあった根拠として主張する事実は、公表されている入札結果と交通安全協会が元警察官を雇用していることに基づくものであり、落札価格が予定価格に近いということは、馴れ合いがあったとすればこれと矛盾しないというにとどまるのであって、馴れ合いの態様などを具体的に示すものではなく、それらをもって、県警本部と交通安全協会の談合の事実の存在を推認することはできない。

また、請求人は、仕様書「6 自動車保管場所調査員の要件」(4)は、営利目的の会社は入札に参加できにくいような仕組みになっていると主張している。

請求人の主張に対し、会計課は、仕様書「6 自動車保管場所調査員の要件」(4)については、調査員が警察署の交通課で調査書類を受け取り、現地調査を行った後、報告書を提出し、何か特記事項があれば交通課長に相談するのは当然のことであり、交通安全協会以外を排除するという意図はなく、営利目的の会社は入札に参加できにくいような仕組みであるとは考えていないとしており、会計課の見解は、社会通念に照らして妥当性を欠いているとは言えない。

#### 4 結論

以上の判断から、本件請求については、請求人の主張にはいずれも理由がないので請求を棄却する。

#### 第5 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、監査を終えての監査委員としての意見を付記する。

監査を行う課程で、調査事務委託の入札公告において、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人であることや過去3年間の契約実績を参加資格としていること、また、仕様書における自動車保管場所調査員の雇用条件など、検討を要する項目が一部見受けられたことから、今後の入札に際しては、より一層競争性を高めるよう改善に努められたい。

#### (別記)

地方自治法施行令第167条の2第1項

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲

げる場合とする。

第1号 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

第2号 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。），同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。），同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護，同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約，障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設，小規模作業所，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下

この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

第4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

第8号 競争入札に付し入札者がいないとき,又は再度の入札に落札者がいないとき。

第9号 落札者が契約を締結しないとき。

(別表第5については省略。)